

防止するに何らの役に立たない。しかもそれが吉田内閣の農政の重大な危機をなすものとするならば、かような農政に対する考え方は、根本的に農民は迷惑をする。これは間違っているといふことを申し上げて質疑を終りたいと思います。

○足鹿委員 ごく簡単に二、三お尋ねを申し上げたいのであります。

この災害補償法の改正案とは直接関係はないのであります。同じ農林省で災害をお認めになつたものが、供出割当の面になりますと、それが必ずしも一致共通しない。また相手が大蔵省税務関係の場合は、さらにこの矛盾が著しい。たとえて申し上げますと、私どもがいろいろ農村課税の問題について、地方財務当局と懇談等をいたします場合に、国家の機関が、大体において本年の災害はこういう災害であつたといふことで、これに対して共済保険金を交付しておるのであるから、当然課税基準について考える場合には、農業共済関係の災害率というものを収入基準から差引くべきである。こういう主張をいたしますと、これを必ずしも財務当局は認めてくれない場合が多いのであります。かりに認めたといいたしましても、わずかの共済保険金を課税の対象にするという実情なのであります。これでは事実において現在の農業災害補償法は、社会保険どころか、收穫保険にも手が届かないきわめて微温的な制度でありまして、私どもはきわめて遺憾に思つております。そのわずかな共済保険金まで課税の対象にするといふことは、非常に問題であると思つております。これは課税基準の問題と関連しまして、健全な、災

害補償法の善達のためには、課税上の問題について、関係当局とよく打合せしていただき、その合理的な解決を私には要望したいのであります。今までのようなことについて、当局はおやりになつたことがあるのであります。まずその点をお伺いしたいのであります。

○藤田政府委員 共済保険金を課税の対象にする。それについて従来農林省として財務当局と交渉したことがあるかといふことでございますが、これは従来もその問題が出ておりましたが、われわれもいたしましては種々折衝したのであります。ただ財務当局の意見といたしましては、共済保険金額は所得にかゝるべきものである。従つて、やはり一応所得としてこれを掲すべきものであるが、ただ災害のありましかつた場合は、もちろん災害による免税の問題は別に考えなければならぬ。問題は特に別に見合ふところの支出の面は、当然これを見合ふところの支出の面からして、そういたしますれば、災害があります場合は当然プラス・マイナス・ゼロというふうな、支出収入を見合ひまして出るといふ関係で、災害については大した負担にならないではないか、こういう一応の理論があるわけでありまして、私どももいたしましては、理論としては、やはり共済保険金というものは所得として一応認める。これは理論としては正しいと思つております。ただ一応認めたといいたしましても、再生産をいたします場合には、災害によつて痛手をこうむりました額の半分にしか達しない保険金で今度は再生産をするといふことは、非常に支障が出て来るわけでありまして、そ

ういう意味合ひで、別途の社会政策的な考慮をそこに拂ふべき必要はないかと考えておるわけでありまして、従つてそういう点について、現在でもいろいろ交渉をいたしておるわけでありまして、できるだけ御趣旨に沿うように実現したいと考えておるわけでありまして、速急に解決をしていただきたたいと存じます。

○足鹿委員 ぜひこの問題は御善処を願ひまして、速急に解決をしていただきたたいと存じます。さらにこの負担金と無事もどしの制度の問題についてであります。この共済金を受取る地帯は、全国的にいいましても、大体局所的に範圍が限定されておる。また地方の都道府県の場合におきましても、大体同様なことが言ひ得ると思つております。従つて常時共済金を受取つておる地帯において、非常にこの制度に対して共鳴しますが、この制度ができて以来一べんも共済金をもらつたことのない地帯に、それは災害がなくてけつこつてはないかと言つてしまえばそれまでであります。そこに相当過重な負担金を負担しておる農民といふものを、ほんとうに心から理解することができない。実際問題として、これは経済上の問題でありまして、ただ局部的に、同じ日本の農民であるがゆゑに、災害をお互ひの力によつて守つて行こうという理想論を説き聞かせましても、それだけでは片がつかないと思つております。どうしても過去の制度がありまして、どうにも無事もどしの制度がやはり考えられなければならぬ。聞くところによりましますと、共済組合の協会の方面で

も、強い要望となつて現れておるものであります。このことについて、いわゆる無事もどしが財政上の理由で困難であるならば、そういう局部的な被害地と、さうでない地帯の負担金の問題等については、検討の余地があるのではないかと。何かそこに矛盾がある。具体的に解決して行かなければならぬ問題があるのではないかと。思つておりますが、この点について、当局の現在のお考えを承つておきたいと思ひます。

○藤田政府委員 無事もどしも、これは会計のやりくりが許します。これは、考えられると思つております。が、御承知の通り、最近災害続きであります。本年、二十四年におきましても、共済金を支拂ひますために、相当額の借入れをしなければならぬといふような状態でございますので、実際問題としていたしまして、無事もどしを行ふことはなかなかできないと思つております。ただお話をうかがうに災害の多い所、それから災害の少ない所、こういうことがあつたわけでありまして、それは県内におきましても、大体地帯々々によりまして、危険区域といふものを大体四ないし十二階級にわけまして、それぞれ災害の多い所には率が多くなつておる。そういうふうなことをいたしまして、その間の調整をとつておるわけでありまして、それからお今回の改正で、虫害及び鳥獸害といふものを加へました関係で、相当危険が分散されると思ひます。従来は何と申しますか、たとえば水害でありますとか、冷害でありますとか、そういうような関係で災害をこうむります地帯と、さうでない所がわ

かれておつたわけでありまして、今度虫害及び鳥獸害といふものを加へました関係で、これは相当各地帯とも予想されるわけでありまして、従来よりも、その点に対する不満の声といふものは少なくなつて行くのではないと思ひます。結局共済制度といふものは、お互ひが助け合つて、どういふ際に自分の所で災害があるかも知れぬのであります。助けて、持ちつ持たれつして行く制度でありますので、ある程度はまんをしておいたかなければならぬと思ひます。

○井上(良)委員 今の足鹿君の質問した点であります。御承知の通り、病虫害の発生する地帯、それから風水害、旱害等が起る地帯は、大体において地理的にほとんど同一地帯が侵されるのであつて、そういう被害を何年目かに受ける地帯と、ほとんど毎年隔年ごとに受ける地帯とにわかれておるのです。従つてそういう災害をこうむる地帯の農民は、この制度は非常にありがたく考えておられます。けれども、数箇年も何ら被害を受けずに、今日の農家経営でもつて共済金をかけなければならぬといふ農民の実際の苦衷を考えますときには、何かそこに新しい制度を考えて行くべきではないか。これは単に助け合う制度であるからといふような、抽象的なことで農民を納得させることはできません。だからさういふ点に対して政府は十分検討を加えて見る必要があるかと考へるのであります。

なおこの際承つておきたい点は、新しく法を改正いたしまして、虫害及び鳥獸害をこれに加え、蚕繭共済の共済

それからこの共済補償のために国が莫大な国家負担をしておるのであります。これが、これによりまして、災害を受け、被害を受けた農家は満足はいたしておりません。従つて今後この制度が、農民をして安んじて活用させるのには、過去のいろ／＼な経験から割出しまして、およそどのくらいの運用資金を持てば、完全に農家に共済金が支拂われるがという、安定せる一つの見通しをこの際明らかにしていただきたい。

それからいふ一つは、この共済事故の発生いたしました場合の共済金の支拂の査定の問題であります。これは非常にあいまいなものでありまして、もちろん人によつてその被害の実情が異なることは事実であります。それを大まかに九割から十割までは何ぼ、七割から九割までは何ぼ、五割から七割までは何ぼ、三割から五割まではどう、それから全然收獲不能といひますか、そのような場合はどうというようなことで、共済金の支拂がきめられておりますが、この査定は一体どういう方法で、どういふ人数で、どういふ機関でこれをきめておるのか。このことが明確にされませんと、査定の一つのやり方によつて、保険金は莫大な金額にかわつて来るのであります。この押え方は、一体どういふ權威ある機関で押えておるかということ、明らかにしていただきたいと思います。

○藤田政府委員　危険地帯と無被害地帯とはそれ／＼立場が違ふわけであり

それから虫害及び鳥獸害を加えましたために、予算上どのくらい増加しておるかということですが、これは虫害及び鳥獸害ともにきわめてわずかでございまして、予算としては特にそのためにプラスがどうということとは、きわめて言にくいのであります。ただ共済事故を拡充いたしました結果、共済掛金率が若干増加いたしました。それは二十四年度は、たとえば水稻についていえば、四・九二八%であつたものが、二十五年度には五・〇五八%で、結局一・〇二六倍といふふうになっております。虫害等を加えました関係上、若干共済掛金率を増加いたしましたのであります。

それから損害査定をどうするかといふことでありますが、損害査定は非常に厳正に、また公平にしなければならぬわけであります。大体農業調整委員、あるいは作物報告補助員、技術員、共済組合職員、食糧事務所職員、あるいは篤農家というような、二十五名からなるところの損害評価委員というものがあつて、これが現地に立合つて、一筆ごとに厳正なる決定をするという仕組になつております。そして組にわかれて班をつくりまして、実地の検査をして行くというふうに考えているわけであります。お話のようなことを点については、私どもも非常にこれを厳正にやらなければならぬということを考えております。今後ともこの点については、十分注意して指導して参りたいと考えております。

○井上(員)委員　今の御説明によりま

す。たとえば水稻については一・〇二六、麦につきましては、〇・四九三の倍というふうに、共済の掛金率が増加いたしておりますから、その掛金収入というものがそれだけあるわけであります。それによつて予算は増加しております。そして事故がありましたときに、それでまかなえるというふうに考へております。

○井上(夏)委員 わかりました。

○瀧委員 共済保険の問題につきまして一言質疑をいたしたいと思ひます。それは共済保険にかかりまして、共済の被害を決定されました、それに對しますところの政府の税金の問題であります。これは地方におきましては、どうもはつきりしていないようであります。その点政府は共済制度で認めた額だけは、はつきり減税の方に向けるかどうか、その點に對する最近までの動き方を伺いたいと思います。

○藤田政府委員 これは現在は地帯によつて区々であります。非常に災害によつて同情的なところでは、災害につ

それではぼくはきのうも農林大臣とやつたのですが、農林省は一体だれの味方をしてゐるか、その点をはつきりしてもらいたい。大蔵省のための出先機関であるか、そこをはつきりしてもらわなければ、われ／＼農民代表として承服できない。あるところは同情的である。ある地区は嚴である。こういうことはできた災害に対してあまりにも不公平である。そういう点は農林省は農民の代表であるという自覚を持つてもらいたい。私は強くこの点を要望したい。現に私も九州の宮崎地方において、せつかく深付書を持つて行きまして、相手にしづくません。これは同情的でない例である。その点をもう一ぺん坂本政務次官でもよろしゅうございますから、態度をはつきりしていただきたいと思ひます。今後こういう点に対してどうするかということ……。

○坂本政府委員　濫委員から御指摘になりました点は、まことにわれ／＼も同感であります。なおその趣旨が徹底いたしますように、大蔵当局とも十分

いての証明書を添付することによつて、これを免除するというふうな、あるいは減額するといふふうな措置をとつてくれるところもございますし、そうでないところもあるわけでありまゝす。私どもといたしましては、先ほどお答えいたしましたように、できるだけ農家の再生産のことも考えまして、農家がこの課税の点についても、何らかの特典が與えられるようにいたしたいということ、現在交渉をいたしております。

○淵委員　たゞいまの答弁によりますと、地区によつて、あるところは同情的である。これが実は聞きたかつた。

○坂本政府委員 淵委員から御指摘になりました点は、まことにわれ／＼も同感であります。なおその趣旨が徹底いたしますように、大蔵当局とも十分話し合うつもりでございます。

○原田委員　私も本案に対しては賛成の意を表するものでありますが、ただこの中で二、三点お聞きしておかなければならぬ重要な点があるのであります。その第一は、畜産のことを伺いますが、今回災害補償の範圍を広められて、特に牛馬の方は生産共済と胎児共済というようなものを含んでもらつて済むようでありますか、これには専門的な見地から見ると、いろいろな疑点があると思ひます。これは主れた子牛

一日に對してどうであるとか、一箇月に對してどうであるというような期日があるのではありませんか、それを一点お伺いしたいと思います。

第二点は災害補償の限界の点であります。これは農産物災害にいろいろな果を及ぼしてはならぬようでありまして、最近では家屋災害も認めていられるようであります。最近末端に行きますと、現段階の共済組合は、あらゆる面を把握しようとしてかかつている傾向が濃厚であります。特に資材、医薬品、機械類、こういうもののそれ／＼の立場の販売店があり、取扱機構があるにかかわらず、共済組合が全部把握してやろう、こういうふうな傾向が濃厚であります。少くとも国がやられる災害補償、農業共済であるならば、その限界をはつきりしておく必要がある、私はさように考えているのであります。

第三点は、加入者の保険掛金の問題であります。これは一律でないようであります。むしろ地方の末端に行きますと、従来の開業医師の業価より金も保険にかかればなかつてよいのを支拂わなければならぬというふうな、現実の面があるのです。こういうことは、農民保護のためにできたこの法律が、ややとすると農民の負担を重くするやうな面が一面にある。これはゆゆしい問題であります。今後としては、これに對する大体的基準がどうなつておるか、これをはつきりお示し願いたいと思います。

次に四点は家畜診療所の設置問題であります。これは全戸加入という事になつておりますので、全国的にこれが強制加入の形をとりまして、各県と

も全部これには大わらわになつて募集しております。最近の情勢はほとんど加入することになつております。ところがその上に診療所を設置して、そうしてその診療所によつてやろうという事になりまして、全国の七千有余の開業醫師は大層威をこがしておる。この限界をはつきりいたしませう。だから来る三月に日本全国の獣医師大会を、G H Q の示唆のもとに大阪に開くことになつておりますが、この問題に對して反對の決議をやるという気分があるようでありまして、私は法律をもつて制定されている以上、こういうものには反對しないように、しかもスムーズに育つやうにしなければならぬと思つたのであるが、片手落ちなやり方をする、そういう問題がただちに起つて来る。これは本部としてもよく考へてもらなければならぬと思つたのであります。特に政府は関心を持つてもらわなければならぬ、かように考へます。保険課長が各県に出された通牒を見ますと、全部のものを網羅して、そうして和やかな気分での事業の遂行をやれ、こういうふうな通牒を出しております。しかしながら県次第では今もなお摩擦が非常に大きい。そして、そこには選択主義をとるのかどうかかわりませんが、一部の者を採用して一部の者を採用しない、こういうかっこうにあることは、まず／＼開業醫師の領域を侵害することになるというわけで、大きな問題を投げかけています。この点については、当局の意見をこの際のはつきりお伺いしておきたいと存じます。お尋ね申し上げます。

○庄野説明員 初めの生産共済の問題でございますが、胎児が生まれましてから一月ごとに通増するように規定しております。六箇月まで幼児には共済保険がかかることになつております。これは一月ごとに金額の百分の十五ずつ通増することになつております。それから第二点は聞き落したのですが、第三点の義務加入の問題でございます。これは原田委員のおっしゃるやうに、強制ではないのであります。もちろん共済組合で全部の總會で義務加入の制度を認めるかどうかを、十分討議して、納得できやうなことをなつておまして、現地においてこれが当然加入のやうな形で指導されていこうと思つたので、われ／＼としては、そういう点のないやうに、今後とも注意して行きたいと思つております。

それから開業醫師の方と共済組合の診療事業との関係でございますが、これはかねてからわれ／＼非常に調整に努力しておるわけでありまして、御承知のやうに、農政局からも開業醫師を全部嘱託にして、開業醫師の方の全面的な協力のもとに、家畜共済の発展をはかるやうに指導しておるわけでありまして、現在のところでもそういう趣旨にのつとめて、全部嘱託にして非常にうまい行つてゐる県も多数あるわけでありまして、中には今御指摘のやうな点がなきにしもあらずと考へられますので、この点については、個々の県について、具体的な事例があるまいかと、今後とも注意して、開業醫師の方との摩擦のないやうにしたい、こう考へております。

それから家畜診療費の点数制の問題だと存じますが、これは各縣の方の診療というものが非常に区々でありまして、現在のところ手術あるいは施薬いたしました種類によりまして点数をきましまして、注射ならば何点と云ふにいたしました。その一点の準備を大体県の地方長官において、実情によつて決定していただきまして、注射ならばたとえば十點とすれば、單価三十四として三百圓、これは詳しい数字は持ちませんが、たとえでございませうが、そういうふうにして診療費の公平を期しておるわけでありまして、○原田委員 私の質問中重要なものが抜けておりますが、診療所の設置見込数はどのくらい考へておられるか。なお診療に要するところの人員をどういふふうにして持つて行かれるか。その点を伺いたい。

○庄野説明員 診療所は国から助成いたしまして分は、二十二年から四箇年計画で二十五年度までという事で、大体一千箇所を予定いたしております。その設置場所は、大体無獸医村三箇村単位に一箇所、そういうやうな程度で、無獸医村に置くと云うことでした。採用の問題でございますが、これは大体連合会の会長あるいはそれを設置いたしました町村の連合会長におまかせしておりますが、できるだけ開業醫師の方とも、あまり摩擦の起らないやうにという注意でやらしております。

○原田委員 専門家であらねばならない、答弁にたいへんお困りと思ひますので、内容についてはもう私の方では質問いたしません。ただこの際調整をとられる私の考え方を申し上げておきます。私の県は、課長の通牒通りに全県下の獸醫師を嘱託にいたしてお

ります。一応そういう大乗的な気分から包容力をもつてやる。そうしてそのうちでまずいものをだん／＼落して行く。そうするといふものが残つて来る。これは確実に実力もあるし、しかもそれに協力する人間が選ばれて来ると云うのであります。どうか一律に各県の獸醫師を共済組合の嘱託にして、そうしてゐるうちにやはり経済行為でありますので、必ず技術の優秀はただちにわかつて参ります。そういうものから落して行つて、文句のないやうになさることは、おそらく共済組合の前途に非常な光明を見出すのではないかと、さういふ意味をひもと取入れていただきます。なおもう一つは、必ず各県には獸醫師協会がありますので、この段階の共済組合に獸醫師の幹部を理事に入れて、そうして横の連絡をとつて円満な運行をする、こういうこととされるのが、一番よろしいだろうと思ひます。一応最後に専門的の質問を打ちまして、私の県でやつております状態を申し上げて、せつかりつばな法案であるし、しかも農村救済の目的に沿つて、この法律に、國民が全部納得で協力して、しかも農村の負担を軽くする目的でありますので、当局にさういふ点を御勘案願いたいと思ひます。さういふおとりはからい願ひたいと存じます。

○井上(三)委員 最後にちよつと伺つておきたいのは、この法案の一番重点であります。虫害及び鳥獸の被害、その他関係の事故被害を拡大したことに関して、大した予算的措置の増加にはならぬという理由、掛金がそれだけふ

農林大臣のこれに対する御所信を承りたいと思うのであります。戦争前は一戸当りが大体平均一町歩ということでありましたそうですが、最近は一町四畝といった平均に下つて来ておる。また一九四八年から九年までの一年間において、実に人口が農村において二百十二万もふえて来ておる。戸数において五十五万戸もふえて来ておるという統計が現われておるのであります。なおまた農地改革前におきましての三反未満の農家は、二一％程度であつたといふことであります。今日において、はもう三〇％に近い状態になつて来ておる。なおこの農家の生産の八〇％までを自己消費するといふ、いわゆる転落農家などという言葉もあるのですが、零細農家になりました。すなわち八〇％までを自己消費にしてしまつておるといふ零細農家が実に四七％余にもなつておる。すなわち日本全体の農家の半数が自己消費の農家という状態に移りかわつて来ておる状態なのであります。この問題は、日本農政を見る上におきましてきわめて重大な問題であつて、農林行政を担当せられる大匠としても、きわめて大きな問題であられると思うのでありますが、これに対する今後の日本農村のあり方として、どういつたようなお考えをお持ちになつておるか、まずお聞きしていただきたいと思ひます。

○森岡務大臣　お答えいたします。お説の通り耕地の再分配をいたしました、零細農家の形になつて来たのであります。お話の通り一町歩以上の経営規模におきましては、相当経営も合理的に行われたのであります。平均

どうお見通しをなさつておるか。

○森岡務大臣 物価の計数も一応の計算でありまして、必ずしもそれが誤つておるとは考えません。物価の変動は需給関係に支配されるのでありまして、今日日用品は予想外に下落の方向をとつておるものもありまして。

税制の問題につきましては、国税が安くなつて地方税が相当高率に上るわけでありまして、大体農家の負担といたしましては、前年に比較して二七%の負担が軽減される計数が出ておるのであります。しかし物価といふものがどういふように変動いたしまするか、今日では低落の一路をたどつておるのでありますから、日常の生活品の価格はやや落ちておるようによつて、価格はやはり左右されておるものと見られるのであります。ただ農産物の価格もまた市場の人氣に左右されておる、いわゆるやみ価格といふものが全然なくなつて来るというような考え方で、いわゆるシエール状態によらざるを得ぬ、収入にならないようになつて来るのであります。これは正しい生活に入つて来るわけでありまして、従つて購入するものに対しましては、このやみのないいわゆる正しい日用品が買得られることによつて、経済の常態に復して行くのではないかと考えておるものであります。従来農村は思わざる金が入つたといふので、インフレーション的な状況であつたのであります。一応これがおちつきまして、いわゆる金の使い方は覚えたが、もう金がないとなつた、こういうような状態が、非常に農村が不景氣になつておる、私に今日この農村の方が、よくこの時局に目覚められまして、そつと経済上のお

ちつきが現われている。中金などの調査によりまして、各府県における協同組合の状況は、金をあまり出さなかつた。今までは米を売つたら米の代をみな手元に置く、いわゆる金なしの生活をできないといふように、金を常にお金にふところに入れておきたいといふ考へであつたものが、漸次改善されまして、資金に対する重要性、金の値打ちを考へられるようになって来た形勢にあるように何つておるのであります。今日の不況は決して農村だけではありませんので、中小工業その他あらゆる階級にこつと問題が起つておるのであります。私は二十五年度の農家の経営は、必ずしもそう悲観したものではないのではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○宇野委員 農村の恐慌の問題に対応いたしまして考へなければならぬ問題は、金融の問題があると思つておるわけでありまして、農林大臣は、現在の中央金庫法によつて今日の農家の資金需要を満足させ得ないといふことは、お認めになつておると思つておるわけでありまして、農林中金法の改正、すなわち増資、債券の発行、あるいはまた長期の融資の道といふようなことによつて、中金法を法的に改正すべき時期に達していやしないかと思つておるわけでありまして、これに對してのお考へを伺いたい。

○森岡務大臣 農村の金融問題については、たゞ、御質問がございましたのでお答えいたしておるわけでありまして、中金の四億万円の出資を八億万円にいたしまして、さらに見返り資金より二十億万円の融資をいたしまして、三十六億という基金によつて資金の融通をいたしたい。かような計画をもつて農林中央金庫法の改正を今計画いたしておるわけでありまして、ところが中金といふものは、御承知の協同組合といふものが目標になつておる、その中で、中金の改正に伴つて、協同組合の強化ということが最も重要であるのであります。協同組合は御承知の通り、二三年前のまだ脆弱でありまして、しかも農業会からの引継ぎ等の関係より、非常に資金面で困つておるのであります。現に昨年度の問題から、目下各協同組合におきましては、資金面に非常にきつぱな状態にありまして、この協同組合を一日も早く強化するようになつておる、せつかく企画いたしておる農林中央金庫の資金の融通が、スムーズに行くようにいたしたいと考へておるのであります。何分まだ協同組合も創設以来二年余りでありまして、その基礎がまだ磐石の強みを持つておりません。たゞ、中金法の改正と相まつて、これらの強化を一層進めて行きたい、かように考へておるわけでありまして。

○宇野委員 時間の制約を受けておりますので、簡潔書的にいたしますが、さうにお尋ねいたしたいと思つておる。大臣は先般の車中談で、雑穀の統制解除をするといふようなことを御発表になつた、新聞は伝えておるのであります。しかし最近の食糧調整委員会におきまして、雑穀の統制を続けると言明なされた、これまた新聞で聞いておるのであります。この際委員会を通じて、雑穀の中でも大豆、とうもろこしを除いたほかの雑穀に対する方針に對して、御説明をお願いしたい。

○森岡務大臣 これは記者会見のときにおける新聞記者諸君、これは専門的な知識をお持ちになつておりますけれども、私の口不調法か、新聞記者諸君の聞き不調法か、真意が新聞に誤られて伝えられたのは、非常な迷惑をいたしましたのであります。實際私はことしの事前割当において、雑穀の八十万石を割当いたしておりました。この雑穀を減らせば、米をそれだけ供出してもらわなければならぬのであります。雑穀といふものは單作地帯、ことに畑作地帯におきましては、相当重要な役割を持つておる農産物であります。こゝに北海道のごときは、大豆であるとか、豆類、そば、燕麥といふものは、内地における米と同様の役割を持つた雑穀であります。今日の食糧計画では、これらの雑穀を含めた事前割当をいたしておるのであります。しかしこの雑穀の中にはグリーンピースであるとか、あるいはそばであるとか、あるいは何となく、とても主食の代替として配給のできないようなもので、雑穀に包含いたしておるのであります。確かに何種類かあつたと存するのであります。今日の食糧事情から申しまして、こゝに十何種類も、雑穀として主要食糧なみに取扱ふことは必要でない、かように考へておるのであります。一日も早く小豆であるとか、グリーンピースであるとか、らつかせいであります。とかいふものは、はずしたいという気持は持つておるのであります。ですから私はそういうものはできるだけ早くはずしたい。しかし日本の食糧事情は、もちろん今年の食糧年度は十月までであります。二十六米穀年度の食糧事情は、七月まで行かぬとはつきりしないのであります。と申しますの

は、御承知の通り、日本は自主的に全部をやつておるといふわけに参りませんので、アメリカの国会が六月に開かれます。その結果日本に對してどういふ食糧対策をとるかという、陸軍の予算が決定して始めてわかるのであります。ですから、もし七月ごろになつてこの見通しがついた場合においては、今申しましたような雑穀の中から、あるいは幾分のものは除外してもよいのじやないかと考へておるのであります。決して、今割当をしておきながら、その雑穀を途中ではずしてしまつていふやうな暴挙を考へておるわけではないのであります。その点が誤り伝えられて、いろいろ皆さんに御心配をかけたことは、はなはだ恐縮にたえませんが、そつと氣持であることをご承知願ひいたします。

○宇野委員 次に、木炭の統制は、現段階においては、すみやかに解除すべきものであると思つておるわけでありまして、これは時期を失しますと、むしろ統制を解除した結果はきつめて悪いことが予想される。現に今日この木炭の生産事情は、相当減産になつて来ておるのであります。木炭の統制に對する大臣の御所見を承りたい。

○森岡務大臣 木炭の統制は、実は昨年の八、九月ごろに全部撤廃いたしたといふ考へを持つておつたのであります。ところが、御承知の通り特別会計の整理の過程にありまして、この際全部これをはずしてしまつていふことにおきましては、この赤字整理の過程において非常な支障を起すことと、また産地に對する影響も考へまして、できるだけすみやかに統制をはずしたいという氣持で、今日までその時期をね

らつて参つたのでありますが、もうすでにこれを全部撤廃いたしましたので、い段階に入つておると考えますので、関係方面の了解あり次第、至急にはずす考えをもちまして、目下折衝を続けたいわけでありまして、近くこれは了解を得られるのではないかと考えておるわけでありまして。

○宇野委員 私はすみやかにこの際解除せられんことを望んでやまないのではありません。

次にいもの買上げを御発表になつておられる。ただし、いものに對しては、今もつてその価格の立て方も公表されておらない。また、たゞいま巷間に伝わるるところによりまして、価格は自由売りの値段を少ししくしてきめるであらうという言ひが言われてたり、あるいはまた、地域差によつて、全国的にプールではなくて、地方地方によつて別々にするといふ言ひなども言われておる。あるいはまた、早期の分は高く、最盛期に安くなるという言ひは考えられますが、だんだんしまいに安くなる、要するに初めが高く、順々に月別に安くするといふ考え方を持つておる、いろ／＼伝わつておるのであります。農民といつておる時期に達しておるのであります。が、価格については米価に對比して決定するとか何とかいふこと、あるいは月別にするにしても、月別のやり方はどういふ率で行くとか、あるいはまた地域差といふことはどういふ言ひなことにするといふことの御発表も考へて行かなければ、農民に對してきわめて不満の声を大きくするにすぎないと思ふのであります。このいもの買上げに對

する価格の立て方に対して、どういふお考えか、あるいはまた地域差といふたようなことで、地方々々によつて値段もかえるといふお考えであるか、月別価格を実施するといふれば、どういつたような仕組みでやられるのかといふことに対してはお考えを聞きたい。

○森國務大臣 いもの一部予約買上げといふことにつきまして、自然いもの自由価格に左右されることはもちろんであります。しかし政府といつたじまじでは、一定の方針をもつて価格をきめなければならぬのであります。第一、二等という検査等級だけに限られておる品種を指定いたしまして、その品種によつて地区的にいろ／＼九州、四國方面にはこういう品種を認める、あるいは関東方面はこういう品種を認める、といふ、品種も指定したいと考へるのであります。価格は米価を基準として考へて行きたいと思ひます。今までかんしよは百五十貫、ばれいしよは百八十貫をもつて一石という基準になつておるのでありますから、その米換算の価格によつてきめて参りました。かように考へておるわけでありまして、地域といふことについては、運賃等の関係もあつて、そういう面に対して、どういふふうな運賃のプール価格を持つて行くかといふことを、まだはつきり発表いたしません段階まで入つておりませんが、大体米の価格を基準といたしまして、そうして検査等級、品種といふものによつてこれを買つて行きたい、かような考えを持つておるわけでありまして。

○宇野委員 いもの問題については、これはすでに食糧の配給辞退といふ言ひが相当出て來てゐる。いもの一部買上げをして、すなわち四億萬の買上げをして、そうして食糧の配給として流すといふ計画でありますけれども、あるいは七月の米穀年度によつて食糧の見通し等の緩急あるいはまた麦の豐作その他の作柄の状況等によつては、いもの配給辞退、買わないといふ言ひが相當出て來るのではないかとはいふ言ひなことを、一応予想しなければならぬと思ふ。もしそういふ言ひなことになるならば、これは結局食糧特別会計の赤字を非常に増すやうなことになるはせぬかと思ふのであります。また一般の國民としては、八百屋にある自由物の方が、何か魅力があるやうな感じで、そつちの方に買ひついて、政府の売るものに対して辞退をするといふ言ひな言ひも予想される。私は思ふ。これらに對する農林大臣の見通しを、この際承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 これは宇野君の見方と、またそれを道にした見方があると思ひます。二十四年度のいもの供出後の自由販売を認めましたために、いものがど／＼八百屋へ出て來てゐる。そういうやうな場合に政府に買つてもらつた方が、マル公の方が高い、こういう場合もあり得る。また特殊のいものを生産してゐる地帯は、統制をやめたために高く売れる。神奈川県であるとか静岡県であるとか、特殊ないものを生産するところは、今まではマル公では安かつたが、その土地のいもの特質を認められて、高く売れるやうになつたといふ言ひな言ひもあるのではありません。これはいもの一部分が自由市場に出たことによつてであります。それでありま

すから、この二十五年度において、いもの一部買上げをいたしまして、配給辞退といふことはおそろくないと考へておるのであります。あるいはむしろ予定したいよりも、もつと多く買つてくれといふやうな向きができるといふ言ひなことも予想されるのであります。もし配給辞退等がありまじたらば、これは蔬菜用に自由になし得る道があるのであります。自由市場といふものは、その生産の状況によつて、価格が左右されるのでありますから、必ずしも安くなつて政府は買ひ上げるのに一定の限度がありますので、それ以上は買ひたないのではありません。大体今申しました、現在の米の価格を基準にしていもの価格を定めまして、予定の買数を買い得るところの予算を立てておるのでありますから、決して赤字が出るという言ひな言ひは、かように考へておるのであります。

○小笠原委員長 それでは本日はこの程度にとどまして、次会は明日二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

(參照)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)